

平成 21 年第3回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年5月8日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	<p>おはようございます。ただ今の、出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	栗田町長	<p>みなさん、おはようございます。5月に入りまして風香り、新緑がまばゆい1年のうちで一番過ごしやすい、いい季節になりました。本日は平成21年第3回まんのう町臨時議会招集いたしましたところ、大変連休明けのお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、先般開催されました5月3日のかりんの丘公園の開園式には議員の皆さん方こそご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。おかげで盛大に開園セレモニーが行うことができました。また、この連休の間にも大勢の皆さん方が公園の方へ来ていただいて、大きな賑わいがありましたことは、ほんとに我々としても喜ばしい限りでございます。この公園が今後とも多くの方々にご利用され、愛され親しまれる公園になることを願っております。本日は、専決承認3件、そして選任同意1件の議案を提出させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。まして開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
	末武議長	<p>ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。</p>
	久留嶋事務局長	<p>事務局長、久留嶋一之君。</p> <p>ご報告申し上げます。</p> <p>町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。</p> <p>次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	末武議長	<p>議会報告を終わります。</p> <p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番 大西豊君、16番 川原茂行君を指名いたします。</p>

日程第2	末武議長	<p>日程第2 会期の決定の件を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いを。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>末武議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	<p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>小亀議員</p> <p>末武議長</p> <p>寶智福祉保険課長</p>	<p>日程第3 議案第1号、専決処分の承認について。平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算専決第1号の件を議題と致します。提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>それでは、議案第1号、専決処分の承認についての提案理由の説明を申し上げます。平成20年3月補正で後期高齢者医療連合納付金5,105万3千円を減額補正いたしました。歳出見込みの過少算定により今回不足額が生じた1,111万円の増額補正を専決処分を行ったものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>2番、小亀重喜君。</p> <p>失礼致します。簡単明瞭な説明だったと思うんですが、金額・内容の事よりも、専決処分の在り方についてちょっと町長の方にご確認したいんです。179条というものが専決処分が許される場合を書いておるんですが、基本的にはその179条以外の時には専決処分をしてはならないと、いう風にも取れる条文じゃあないかなと思うんです。これで3月24日の専決処分の日程があるんですが、それ以降にも日にちがわずかながらありましたので、通常の議会を開きましての議決と言うのも可能だったかと思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。それから、本補正がありまして、一般会計先程説明されましたが、一般会計の方は、補正がこれ起こらないかどうか、そのあたりもちょっとご説明いただけたらと思います。以上です。</p> <p>福祉保険課課長 寶智俊史君。</p> <p>ただ今の専決処分の小亀議員さんのご質問ですが、この納付期限がこの件については4月末でございました。その期間がなかったということで、ご理解をお願いいたします。それと、一般会計のお話ですね。これはですね、一般会計で予算埋めをしておるもの、これが負担金、医療給付の部分を予算をとっております。特別会計、後期高齢の特別会計の方では、保険料等で広域連合に納付するものを予算編成を致しております。この医療給付の予算編成においては、広域連合よりの指示でございますけれども、若干余裕を持たせた医療給付でございますので、余裕を持たせた予算編成を行っております。今回それまで1千万少し余ったと、残額</p>

<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>があったということで、そちらの方を流用、そっちの足らなんだ方へ充当したということでございます。以上でございます。</p> <p>2番、小亀重喜君</p> <p>すいません。まずは、その専決処分の方ですが、答えとしてはたぶんもう日にちがなかったのだということだと思っております、思い返せば3月の一般質問の時に議会の在り方についてとうとうと町長の方からご説明がありました。その時にまあ議会を十分に住民の代表の場ということで尊重するという言葉があったかと思えます。今回は仕方がないにしろ、とにかく1日2日でも余裕がありましたら、ぜひともその本来の姿である議決による決議ということをご検討いただきたいと思います。今回もだいたい大半の自治議会の方では専決処分に付されているとは思いますが。でもやはり、本来これだけの議会の中で決議するのが本筋だと思いますので、ぜひ今後ともそれを考えていただきたいと思います。それから、もう1点の一般会計の方なんです、聞くところによると要は款項の中の変動はなかったんですが、節の中のやりくりでなんとか抑えられたのでそちらの方の議決はいらないんだというふうにならざるを得ない私理解してしまっただけなんです、そういった理解でよいかどうかということなんです。それと、ただ考えますのが3月の時点で1億円余りの繰出し金の補正を7,900万までして、今回またそれが9千万になつてるといふような結果になつてるかと思っております。繰出し金のみに関して言えば、これだけの変動がこれ以降もこの時期に起こるのか、となると例えば1億に対するその2千万何がしの変動というのは2割の変動ですから、そのぐらい大きい変動額がずっと継続的になつてくるのかどうかというのがちょっと心配なんです。それについて、どのようなものかお答えいただけたらと思っております。</p>
<p>末武議長 寶智福祉保 険課長</p>	<p>寶智俊史君。</p> <p>ただ今の再質問でございますけれども、後期高齢者の医療につきましては20年度初年度でございます。分かりにくいところ、また例年ならば他の保険制度であれば、3、2ベースと言って3月から2月の支払いということでございます。医療支払いというのは2ヶ月遅れの支払いになっております。今回の後期高齢につきましては4月から発足しましたので、4月から4、2ベースということで若干その予算的には分からない部分があったということでございます。これから21年度については、そのようなことはまずないと言うことでご理解をお願いいたします。</p>
<p>末武議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>はい、これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

日程第4	末武議長	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号専決処分の承認について。平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第1号の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。</p>
	栗田町長	<p>日程第4 議案第2号、専決処分の承認について。まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p> <p>ただ今、上程されました議案第2号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について提案理由の説明を申し上げます。本年の3月27日に衆議院にて再議決されました地方税法の一部改正に伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。これに伴い地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。内容の詳細については、税務課長より説明させますのでご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
	末武議長 三好税務課長	<p>税務課長、三好定君。</p> <p>ただ今上程されました議案第2号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について提案理由の詳細説明をさせていただきます。</p> <p>現在、国民健康保険税の課税額は、医療分の基礎課税分、それと介護分の介護納付金課税分及び去年から発生しております後期高齢者支援金課税分ということで3課税分の合計額ということになっております。国民健康保険税は、ご承知のように応益ということで均等割・平等割、負担部分と応能割、所得割・資産割、負担部分に構成されております。たとえ保険税の負担力がある世帯</p>

三好税務課長	<p>であっても、受益の程度とかけ離れた保険税が賦課されることは望ましくないという考え方から、それぞれの課税分に課税限度額の上限を設けております。今回の改正により介護納付金課税額についてのみ、上限を現行の9万円から10万円ということで1万円だけ引き上げるものでございます。医療保険分の上限はちなみに47万円、後期高齢者分の支援金分の上限は12万円ということで従前とは変わりません。今回は介護支援分の課税限度額が9万から10万ということでございます。また、現在国民健康保険税の減額につきましては2割、5割、7割の軽減措置がありますが、今回2割軽減の対象の方についても前年度所得のみで減額判定をするという要件緩和となる改正であります。他の課税の特例等についてもこれに関連する一部改正であります。</p>
末武議長	<p>以上で、今回専決させていただきました国民健康保険税条例の一部改正の主な内容説明とさせていただきます。ご承認よろしくお願ひ致します。</p>
末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p>
本屋敷議員	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
本屋敷議員	<p>はい、本屋敷崇君。</p>
末武議長	<p>上位法による改正による改正ですけれども、今回のこの税条例の改正によってですね、9万円から10万円の上限引き上げであつたりですね、要件緩和であるというようなことがありますけれども、そのような、これが施行された場合にですね、対象者としてはどれぐらいの方がいらっしゃるのかだけ、ちょっとお聞かせいただけますか。</p>
末武議長	<p>はい、三好定君。</p>
三好税務課長	<p>失礼します。本屋敷議員の質問にお答えさせていただきます。現在、介護保険の限度額の最高額9万円の該当世帯というのが18世帯ございます。今回のこれに1万円上がるということで、何世帯になるか、影響がどのぐらいかというご質問だろうと思いますが、同じ条件の所得等であれば、ほとんど1万円上がったためにこの18世帯が増えるとかというような数値にはならないかと、ほとんど変更なしということでございます。だからまあ、ちなみに医療、介護、後期すべて合算すると68万円でございますが、最高額は、これも、多分18世帯前後ということになるろうかと思ひます。以上でございます。</p>
末武議長	<p>失礼しました。要件緩和の2割軽減は今まで申請しておつた方が、もう申請しなくても自動的に町の方で2割軽減を実施することなので、所得によりますということで、かなり毎年変動はあります。はい。以上でございます。</p>
末武議長 谷森議員	<p>はい、19番、谷森哲雄君。</p>
	<p>今、先に本屋敷議員が質問してその分のお答えである程度こう理解できたんですが、いわゆる所得割、資産割、それから均等割、平等世帯割ですか、すべて合算していわゆる9万円が10万円になると、そういう中で特に介護保険に関しましては認定基準</p>

<p>谷森議長</p>	<p>が少し厳しくなって、いわゆる等級が若干変わると、こういうなって特に介護を受けよる方の不満もあります。ただ、いわゆるこの分9万から10万円についての影響のある世帯数は18世帯と、こういうようなことでありますが、今の現行の社会情勢から見て、いわゆるそれぞれみなさん非常にこう厳しい生活が余儀なくされておる中で、こういうふうに、まあ言うたら国で決まったことですので、やむ得ないかとは思いますが、住民サイドにしてみたら非常に納得できない面というのもあるかと思しますので、この点町長はどのようなお考えを持っておりますか。</p>
<p>末武議長</p>	<p>町長、栗田隆義君。</p>
<p>栗田町長</p>	<p>谷森議員さんの質問にお答えいたします。谷森議員さんもお指摘のように、上位法で国の方で決まった法律ですので、それに我々町は従っていかなければならない訳であります。今の非常に厳しい世の中、不況の時代で住民の方に負担の軽減がないといひますか、少しだけあるのかなとは思いますが、あまり変わらないんでないかなというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p>
<p></p>	<p>(なし)</p>
<p></p>	<p>これを持って、あつ、白川美智子君。</p>
<p>白川美智子 議員</p>	<p>条例の専決処分というのは、おかしいことはないのでしょうか。</p>
<p>末武議長</p>	<p>栗田昭彦君。</p>
<p>栗田総務 課長</p>	<p>白川美智子議員さんのお質問にお答えします。本来、条例の改正につきましては、議会の承認を得るべき事案でございますが、ただ今提案理由の中でも申し上げましたように、議会を開催するには時間が足らなかったという理由の中です。地方自治法の中でそういう場合は町が専決処分を行えるという規定がございます。その規定に従いまして、今回専決処分をさしていただいた訳でございます。以上でございます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p>
<p></p>	<p>(なし)</p>
<p></p>	<p>これをもって、質疑を終了いたします。</p>
<p></p>	<p>お諮りします。ただ今議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p>
<p></p>	<p>(なし)</p>

日程第 5	末武議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 2 号専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認について。まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	栗田町長	<p>ただ今、上程されました議案第 3 号の専決処分、まんのう町税条例の一部を改正する条例の承認についての、提案理由の説明を申し上げます。これにつきましても先程の議案第 2 号と同様に、本年の 3 月 27 日に衆議院にて再議決されました地方税法の一部改正に伴い、まんのう町税条例の一部改正が必要となりました。これに伴い地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。</p> <p>内容の詳細につきましては、税務課長より説明させますので、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	末武議長 三好税務課長	<p>税務課長、三好定君。</p> <p>議案第 3 号の詳細説明をさせていただきます。議案第 3 号の専決処分、まんのう町税条例の一部を改正する条例の内容でございますが、今回は特に大幅な改正等はなく従来実施しておりました制度の期限切れが継続になるなどの一部改正でありますので、主な改正内容について説明させていただきます。初めに税条例の中の町民税としまして、本年の 10 月から実施されます公的年金に係る個人住民税の特別徴収については、当初は年金以外の給与所得等があれば年金に給与以外の所得を加算して特別徴収を実施するようになっておりましたが、これを取りやめまして、当面の間は年金所得以外の給与所得等があれば年金所得には加算せず年金所得のみを特別徴収の対象者として実施するという内容の一部改正であります。そのため年金以外の所得がある方は普通徴収になるために同一人といいますか、同じ人でも特別徴収部分と普通徴収部分の 2 本立てということになります。また 60 歳から 65 歳までの方の年金受給者については、年金所得からの特別徴収は実施せずに普通徴収ということになります。あくまでも 65 歳以上の</p>

三好税務課長	<p>方の年金特別徴収ということでございます。</p> <p>次に、新たに平成21年から25年までに入居した方を対象とした住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正であります。これにつきましては、所得税から控除しきれなかった住宅ローンの控除額について、所得税における税額控除額と同額を限度に控除されるという改正であります。これにつきましても、従来やっておりましたが、また新しく21年から25年に入居した方を対象とした住宅借入金の特別税額控除の創設ということでございます。</p> <p>また、これも継続ということでございます。町民税の中の課税の特例措置として、現在実施されております証券税制の中で上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率も20%を10%にとということで、これにつきましても平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間、再び継続延長されますということでございます。</p> <p>次に、固定資産につきましてはの固定資産の土地の件に関しまして、これも一部改正というか、継続して実施するというところでございます。現在実施しております負担調整措置をさらに平成21年から23年度まで継続実施する改正であります。これは負担水準といえますのは、評価額に対する前年度課税標準額の割合ということでございまして、一定割合以上の土地につきましては、前年度課税標準額を引き下げまたは据置としまして、負担水準が一定割合未満の土地については、毎年5%ずつ加算し、住宅地は80%、非住宅地は70%になるまで引き上げるという負担調整を引き続き実施をしていきます。地価につきましては近年全般的に下がっておりますが、もともとこの負担調整制度というのは、もともと地価といえますか、課税標準額が低かったというところから評価額、課税標準額とできるだけ近づけるというようなことの趣旨で行ってございましたが、この負担調整額もまた3ヵ年延長し、実施していくということでございます。また据置年度におきましても21年度の評価替え年度の以外の22年度、23年度におきましても評価額を下落修正できる時点修正という特例措置も引き続いて実施するというところでございます。これももちろん鑑定をいたしまして、これは下落のみの特例措置も引き続いて実施していけるという改正であります。以上が今回の主な地方税法の一部改正に伴う町条例の一部改正であります。ご承認よろしくお願い致します。</p>
末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。質疑はありますか。</p>
本屋敷議員	<p>3番、本屋敷崇君。</p> <p>各市町村のですねホームページ等等を見てみましたら、特別徴収の説明であったり、金融証券税制の説明であったりと共にですね、寄付金控除の拡充という部分が必ずぐらい入っておるんですけども、今回の条例を見ていた場合に寄付金等の部分には拡充するという部分は書かれてはないんですが、それは今回この条例によって拡充されるんでしょうか。</p>

<p>末武議長 三好税務 課長</p>	<p>はい、三好定君。 今回の町条例の中と言いますか、地方税法の中には寄付金控除についての拡充の件はありません。むしろ、税額としての金額はもう決まっておりますが、一部社会福祉法人なり医療法人というところで、一部指定団体というところの拡充があるという形になるのかとの認識をしております。まんのう町におきましては共同募金なり日赤なりということで、指定団体を限定しております、拡充いう形のことは想定しておりません。以上でございます。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>3番、本屋敷崇君。 今、あの、ということですが地方税法の改正によってですね、全国的にふるさと納税の拡充が改正内容としては控除方式によって、所得控除方式から税額控除方式への変更であったりとか、寄付金控除の適用下限額が10万円から5千円に引き下げられたりとかですね、そういう部分が色んな各町のホームページ、市町のホームページに入っとなんですけど、これからまあふるさと納税であったりとかをする方にとっては税金の控除という部分にかかってきますので、それが入るのか入らないのかかは変わってくるのではないんかと思うんですが、そういうのはこの今回の条例改正には入ってない、条例改正には入ってないん。</p>
<p>末武議長 三好税務 課長</p>	<p>三好定君。 失礼します。本屋敷議員さんの再質問にお答えします。寄付金の税額控除等については、去年の段階で町も議会で承認いただいております。去年の段階で。現在その制度はあります。ちなみに、税務課の立場で言わしていただければ、町外からまんのう町へ寄付するというのがこの趣旨だろうと、ふるさと納税というのは、いうことだろうと思います。だから、町内の方が各種社会福祉法人なり社会福祉協議会なりそういう団体へすれば、自ずから町税としては減るということにはなるかと思えます。この制度はもう去年の段階で議会の承認をいただいておりますから、すでに何件かは寄付金控除いただいております。2、3件は。ふるさと納税をいただいております。以上でございます。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>はい、3番、本屋敷崇君。 町長にお願いしたいというか、とこなんですけど、まあ今回税条例に関してですね、税改正によって2年拡充されるような制度がなんぼかあるんですけども、また住宅ローンの方は、差し引きの分は住民税の方から引かれると、引くことができるような制度なんですけれども、そういった制度をですね、各市町村ではホームページ上にこういうふうに税制上が変わりましたと、いうようなことを載せてる、詳しく。特別徴収の方法も4月から6月、8月、10月、12月分で4分の1、4分の1、6分の1、6分の1、6分の1で、引いていきますとかそういうことを説明して、するページを書いとなんですけど、わが町としても多額の資金を投入しての情報整備、情報基盤整備を入れてますので、そういった部分をですねホームページ上で町民に分かりやすくするように</p>

<p>本屋敷議員 末武議長 栗田町長  末武議長  谷森議員    末武議長 三好税務 課長 末武議長</p>	<p>していただきたいなど、していただけるかどうかだけお聞きかせしていただきたい。</p> <p>町長、栗田隆義君</p> <p>本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。今回、条例改正ということで新しい制度ができましたので広く町民のみなさん方に知らしていくために、ホームページまた広報等で知らせてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>谷森哲雄君。</p> <p>先程も関連的なんで質問いたしまして、いわゆるこの住民税にしてでもその、いわゆる年金から引くと、だから特にこう年金のみで生活しておる方の意見として、もうこの頃は何かも先天引きされると非常に生活がやりにくいかと、まして特に65歳以上になれば仕事もないし、ほんとにわずかな年金で生活しておるとそういう中ですべてが年金から天引きされると、これは何とかならないのかというようなご意見もあった訳ですが、いわゆる特別徴収で特別困難な条件の状況いうんですか、ある場合にはというようなそういう特例的なのはあるのですか、ないのでしょうか。</p> <p>三好定君。</p> <p>本年10月からの実施ということで年金の特別徴収につきましては、そういう特例措置は現在ありません。以上でございます。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。</p>
---	--

<p>日程第6</p>	<p>末武議員</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長 栗田町長</p> <p>末武議長</p>	<p>これより、議案第3号、専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第6、議案第4号、まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>ただ今、上程されました議案第4号、まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。本町、固定資産評価審査委員会委員3名の方の任期が平成21年5月12日で任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同意を求める委員は、まんのう町東高篠1210番地1 溝口伸丈氏、まんのう町中通531番地2 山下道治氏、まんのう町宮田1700番地 道久貞雄氏の3名でございます。なお、山下氏、道久氏は引き続きお願いするものであり、溝口氏は香川県職員として長年勤務された方でございます。任期は、同法第6条6項の規定により3年となっておりますことから、同意いただけましたら平成24年5月12日までとなります。ご審議賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>町長、1007番地。1700言うた。</p> <p>すみません、訂正させていただきます。道久貞雄氏の住所であります、まんのう町宮田1007番地 道久貞雄氏でございます。どうも失礼いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>お諮りします。議案第4は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号は、委員会付託を省略することに、決定いたしました。</p> <p>本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、採決いたしたいと思っております。</p> <p>お諮りします。ただ今議題になっております、議案第4号、まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、</p>
-------------	--	---

	未武議長	<p>これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、案第4号、まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに決しました。</p> <p>以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これにて、平成21年第3回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	閉 会	閉 会 10時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年5月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

